

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

[議事録 4/5]

・放送法施行規則違反による理事任命の同意

○吉川沙織君

まず、NHK の理事の任命の同意に関する手続について取り上げます。

先ほど来申し上げましたとおり、4月22日の午前中、我々参議院総務委員会はNHKに実情視察にお伺いいたしました。その当日の経営委員会でこれが突如として議題になり、新任理事2名の任命が行われましたが、この日の経営委員会で提示され、その場で同意を求めるものとなっていました。この同意の議決に対して2人の委員が態度を保留されたということですが、この経営委員、何人か私

は分かりません。2人というふうに報じられておりますが、経営委員の一部が同意を保留したということは議事録からも明らかであります。この同意を保留された理由について、経営委員長に伺います。



○参考人(浜田健一郎君)

保留された方々の理由は、審議時間が十分に取れていないということだったというふうに記憶しております。

○吉川沙織君



ここから、NHK は会長の選任にも当たり十分な議論をしていなかったのではないかと、2月の19日の総務委員会でも残念ではありましたが指摘をさせていただき、そして、NHK 予算案の附帯決議についても経営委員会に対して会長選任の在り方について検討をしていただくことを求めました。この反省に立てば、今回の理事の任命の同意に関しては、期日が分かっていたことでもございますし、事前に十分案を提示する時間はあったと思います。

先ほど引用させていただきました久保田技師長の退任の挨拶でも、「後任と業務の引き継ぎを行う時間も十分にない状態で退任するという異常な事態」と言及されています。なぜこのような異常な事態を経営委員会としてお認めになったのでしょうか。経営委員長は、一部の経営委員の意見を無視し、即日の同意をされました。即日同意を行った理由を経営委員長に伺います。

○参考人(浜田健一郎君)

ある意味では2名という形の規模の小さい人事案件でありましたので、与えられた時間で議論はできたというふうに判断をいたしました。

○吉川沙織君

確かに新任理事は2人です。でも、担務の変更は大幅に伴っています。とても小さい人事とは、もちろんこの担務に関しては放送法上の任免事項ではございませんが、でも、これを小さな人事とおっしゃるのは私はどうかと思いますし、実際に、2月に一回保留をして任期切れを起こした後で副会長の任命を行っています。今回だって、逆に言うと、小さい人事であれば、一回保留して、もう一回後の経営委員会で諮るということも検討の一つとしてあったと思いますが、そういう議論にはならなかったのでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君)



状況によってはそういうケースもあり得るかなというシミュレーションはしておりましたけれども、今回はそういう判断に至らなかったということでございます。

○吉川沙織君

この経営委員会における即日同意というものが省令に、この趣旨に反するものであるということに対して会長に伺いたいと思います。

放送法施行規則第十九条第二項では、「委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にするものとする。」と規定しています。

今回の理事任命の案件を当日提示されたことは、明確にこの放送法施行規則に違反しています。判断を保留された方も、この施行規則に違反するということを経営委員会の議事録の中で指摘されています。ところが、この指摘に対して会長は、人事が漏れるおそれがある、機密を守る必要があるとの理由で即日同意を求めたとされています。



確かに、人事の情報は機密事項ですから守る必要があると思います。しかしながら、この国は日本国憲法の下での法治国家であり、法規を遵守することは当然です。ましてや会長は、これまで国会においても、放送法を遵守しますということを何度も丁寧に答弁をいただきました。この放送法に関連法令も含まれると思いますが、会長の御見解を伺います。

○参考人(靱井勝人君)

含まれると思います。

○吉川沙織君

放送法施行規則も守らなければいけないものであるという認識であるということをお答えいただきました。では、この放送法施行規則の存在、特に第十九条第二項について、このことを御存じの上で即日の同意をお求めになったということでしょうか。それとも、この規定はたまたま御存じなかったけれども、その日に出した。御存じだったか御存じでなかったか、知った上でそうしたのかされなかったのか、伺います。

○参考人(靱井勝人君)



4月22日に同意人事を出すということは前もって申し上げていたわけで、3月26日の経営委員会において、今回の人事については4月22日に提出いたします、理由はやっぱり秘密保護のためですと、こういうふうに申し上げておきましたので、経営委員の皆様は22日に同意人事案件が出されることは御承知だったわけです。

放送法施行規則の第十九条ですが、ここには、原則として事前に十分な時間的余裕を持ってそれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考になるべき事項を明確にすると。したがって、私は同意人事を22日にしますということは申し上げているわけで、それについて、この施行規則にも違反しているとは思いません。

○吉川沙織君

3月26日の経営委員会の議事録は拝読いたしましたが、そのような記載はございませんでした。恐らく、最後に一行、二行で書かれている部分の中で議論があったとすれば、そこでの議論だったと思います。

経営委員長に伺います。即日同意が省令違反であるということに対する経営委員長の認識についてです。放送法施行規則では、先ほど来申し上げているとおり、「委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、付議すべき事項その他参考となるべき事項を明確にするものとする。」とされており、経営委員長の責務となっております今回の理事の任命の同意は明らかにこの規定の考え方に反するものであると考えますが、経営委員長に伺います。

○参考人(浜田健一郎君)

これまでは、放送法施行規則の趣旨を踏まえ、理事の任命については付議すべき事項の具体的な名前まで事前に通知するという慣例がありました。今回の手順については、経営委員からも様々な御意見がありました。今後は、情報管理を徹底しつつ十分な審議時間を確保できるような改善が必要だと考えておりますので、執行部とも話し合っていきたいと思っております。



○吉川沙織君

資料の2枚目を御覧いただければと思います。

経営委員会の議事録は、法律で第四十一条が制定をされる少し前から、先ほども少し御紹介申し上げましたとおり、経営委員会の機能強化の一環、透明性の向上の一環で、第889回以降は、概要のみのスタートからではございましたが、その議事の内容については公表されております。その中で、役員任命、理事任命、副会長の任命について全て拝見いたしました。今回と同じような事例が過去にございました。それは、平成21年2月にかかる同意人事でございます。



平成21年2月10日の第1088回経営委員会において、当時の小林経営委員が発言されています。この小林経営委員は、会長が社長を務めていた日本ユニシスの顧問弁護士で、現在は既存の内部通報制度とは別に新たな窓口を設置して異例の呼びかけを行っているNHK関連団体ガバナンス調査委員会の委員長でもありますが、当時、経営委員として、今から申し上げる発言をされています。今回のケースと全く同じで、その後はこの反省を踏まえて運用がなされていたものと思っております。

申し上げます。

これまで理事等の同意を求める案件の提出が、当該経営委員会の当日または直前ということがあったと思います。しかし、これでは経営委員は十分な情報を自ら入手する時間がないなどのために、実質的な議論がされず、経営委員会の同意権が形骸化しているという指摘・非難を受けるおそれがあります。経営委員会で実質的な議論をしなければなりません、そのためには一定期間が必要だと考えています。この一定の期間ですが、同意を予定している経営委員会の前の経営委員会で実質的な議論が必要ではないかと思っております。そうすると、その議論をする経営委員会の前には、その同意案件の人事情報等を経営委員会に提出する必要があるのではないかと考えます。そうすると、経営委員会は2週間に1回ですので、具体的に言うと3週間程度前に提出いただかないと実質的な議論ができないのではないかと考えますので、検討をお願いしたいと思います。

とおっしゃり、続けて、

人事案件は、事前に情報が漏れると混乱することはよくわかります。そのために、私もこれまでは人事案件の提出時期について、このような意見を言うのを控えてきたのですが、今の経営委員は機密保持がきわめて守られていると思います。経営委員は経営委員会のメンバーとして重い義務を負っていて、機密の保持も義務として負っています。今のメンバーは、これまで経営委員会でいろいろと議論していますが、機密情報が不適当な時期に漏れるということは、私の知る限りなかったのではないかと思います。そのくらい機密保持にはしっかりした考え方の経営委員が多いと思います。そういう点も考慮して、ぜひ検討していただきたいと思います。もう一言だけ言わせていただくと、情報が漏れると非常に支障をきたすという心配をされるのはよくわかります。しかし、この同意権が放送法で決まっている以上、それが形骸化したということになると、われわれの義務は果たしたことになると思います。この二点とも重要なのだと思いますが、先ほどお話ししたように経営委員は責任を負っていますので、その役割を果たさせていただきたいと思います。



と当時の小林経営委員が発言されています。

小林弁護士は、これまで機密保持は極めて守られてきたとされていますが、これまでの間、機密保持が守られなかった、人事情報が漏れた事例、会長、あったんでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

先ほど私は存じませんと申しましたが、これは私が知らないということであって、過去にあったかないかということではございません。まずそれを申し上げたいと思います。



もし、この人事案件を委員おっしゃるように事前に渡した場合に、本当に秘密保持が担保されるならば、それは何の心配も要らないことです。私は何も不必要に心配しているわけではなかったのをごさいます。

したがいまして、今後その秘密保持さえきちんとしていただければ、出すことには何の問題もございません。

○吉川沙織君

今、答弁の冒頭で、あったかなかったかは知りませんとおっしゃいましたが、5月22日、衆議院の総務委員会で会長はこう答弁されています。「それで、信頼していないのかと言われると、そういう問題ではなくて、過去に漏れた事例があるということをごさいます。」。あったんですね。

○参考人(靱井勝人君)

いつ、どこで、どういう秘密漏えいがあったかということは今申せませんが、本当にそういうことがないのであれば、それは経営委員会と我々は敵同士ではございませんので、何ぼでも事前にお話しすることは可能でございます。

○吉川沙織君

この2枚目の資料を御覧いただきますと、先ほどの小林経営委員の発言は平成21年の2月での経営委員会のことでございますが、これを受けて、平成21年4月14日、第1092回経営委員会において理事の任命の同意についてが諮られています。指名委員会を経た上で理事の再任と任命が行われています。再任については全会一致ですが、任命については小林委員が反対をされております。この理由は、今回と同じく、同意のための時間的余裕がなかったためとされております。



そして、この小林委員からの貴重なる提言を受け、その後は、事前に案を提示し、それが漏れることもなく、資料を御覧いただきますと、第1111回目からの経営委員会において、理事の任命の同意については異議なしで終わっております。それが、今年に入ってから、副会長の任命で異例の保留が出た後、今回全会一致には至っていない、こういうことがあります。

会長は、小林弁護士に厚い信頼を置いてNHK関連団体ガバナンス調査委員会を委嘱しているものと思えますが、この2人の見解にそごがあるということになります、いかがお考えでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

まず、4月22日の人事案件につきましては、3月26日に経営委員会の皆様に、22日に出しますということについて異論はなかったでございます。したがって、当日に異論が出たことについては若干私は驚いております。



それから、施行規則というのは原則を定めたものだと私は思っております。議案によっては当日にならざるを得ないものもあり、そのことが直ちに違反になるわけではないという認識をしております。

今回の人事案も、事前にお知らせすると情報が漏えいして円滑な審議に支障が出かねないというふう思ったもので、すから当日となったもので、結果的には、その点も含め、経営委員会の御了承があったというふう受け止

めております。

○吉川沙織君

本規定は、「原則」となっております。では、例外は何でしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

済みません、質問は何でしょうか。

○吉川沙織君

放送法施行規則第十九条の二項において、「原則として、」と確かに付いています。

では、例外が認められる場合は、会長はどのようなケースを想定されておられるのでしょうかと伺いました。

○参考人(靱井勝人君)

まあ、いろいろあると思いますが、それぞれケース・バイ・ケースだと私は思っています。

ただ、今回の件はこの十九条第二項に違反するとは思っておりません。

○吉川沙織君

経営委員長に伺います。

この放送法施行規則第十九条の主語は、「委員長は、」になっています。委員長が考える例外は何でしょうか。

○参考人(浜田健一郎君)

ちょっと今のところ具体的事例が思い付かないのでありますけれども。

○吉川沙織君

例外が認められる場合とは、災害等に対応するために総務大臣の認可を受けて新たな業務を緊急にやる必要がある場合に限られており、これが法律が想定する例外に当たります。今回の事例のように、前任者の任期が明確に決まって、いつまでに同意が必要であるか事前に分かっている事案については、これは原則どおりこれまで運用がなされていますし、実際、平成21年の2月に当時の小林経営委員の貴重な御提言があった後は事前に案は提示され、スムーズに任命の議決は行われた。今回が逆になぜその例外が当てはまるのか疑問であります。



そこで、監査委員に伺います。

この放送法施行規則に、趣旨には違反していると思います。放送法第四十五条においては、監査委員は、法令に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならないと規定しています。経営委員である監査委員は、当然に放送法施行規則違反の議論が第1212回の経営委員会の議論の中で交わされていたということは御承知だと思います。法令違反が行われた事実は認識されていたはずですが。

今回の放送法施行規則違反について、監査委員は経営委員会に報告をされたのでしょうか。この報告は義務になっており、報告をしていなければ今度は監査委員が放送法違反に問われることになるのではないかと考えますが、監査委員の見解を伺います。

○参考人(上田良一君)



この放送法施行規則十九条の件でありますけれども、監査委員による経営委員会への報告義務を確かに放送法第四十五条で定めておりますけれども、この件につきましては、先ほどから会長それから委員長の方からも報告がありますように、まず、4月22日の経営委員会の当日示されたということに関しましては、その前の3月26日の経営委員会の場で既に会長の方から、そういう人事に係ることなので情報の漏えいを避けるため当日まで待ってくれという話があったので、会長の一存ではなかったということが一つです。

ただし、そうであっても、放送法施行規則、既に吉川委員の方から何度も指摘がありますように、理事の任命につきましては、付議すべき事項の具体的な名前まで事前に通告する慣例があったこともありまして、十分に情報管理を徹底しつつ審議時間を確保できるような改善が必要だということも、既に経営委員会といえますか、委員長を含めてそういった認識を持っていて、今会長の方からも話がありましたけれども、今後、執行部と話をして、今後の対応に関しては、今回は例外的にそういった会長の発言等を受けて当日になってしまいましたけれども、今後は放送法施行規則に準拠するような形で対応したいということが確認されていますので、監査委員会といたしましては、今後、この対応していく方針がしっかりと守られるかどうかということに注視していきたいと、こういうふうに考えております。

○吉川沙織君

今までは、これまでの、平成21年の2月の小林経営委員の御発言を受けて事前に提示されていました。今回は、議事録からそれを読み取ることは私はないかもしれませんが、3月26日に会長からの御発言で4月22日まで待ってくれとあった、でも、一方で放送法施行規則に関してはこれを出しなさいと求めている、そういったところで、今後は在り方考えますということでしたが、経営委員会として、これまで見識のある小林

委員からの指摘によって事前に示され、それで異議なしでこれまで理事の任命、副会長の任命、再任が行われてきたと承知しています。

ですから、やはりちょっと今回は異例だったのか、それとも明確に法律に違反しているのか、議論のあるところではありますが、監査としての機能はしっかり、見解の相違はあるかもしれませんが、発揮いただければと思っています。

続きの議事録(5/5)は、[こちら](#)です。